

大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備に係る所要の通達改正について
(H 2 5 道路法等の一部改正関連)

改正の概要

1. 法第47条の3第4項に基づき道路管理者が国土交通大臣へ提供する許可基準等は、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）において定める基準に適合する車両を審査するために必要な基準とすることとし、道路の構造に関する情報は、道路情報便覧に収録するための情報及び500分の1の縮尺で作成された道路の平面図とし、これらの提供方法等について規定します。
2. 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置として、報告及び立入検査を行うことを規定します。また、法第72条の2第1項の規定に違反し、報告をしない、もしくは虚偽の報告をした場合、あるいは、立入検査を拒み、もしくは立入検査を妨げた場合は、告発の対象とすることを規定します。
3. 法第72条の2第1項の規定に基づき報告及び立入検査を実施する場合について、下の項目等を定めます。
 - ・ 目的
 - ・ 報告及び立入検査の対象者
 - ・ 報告及び立入検査の実施者
 - ・ 報告及び立入検査の実施方法
 - ・ 報告及び立入検査の実施後の報告
 - ・ 地方運輸局との連携 等
4. その他所要の改正を行います。

施 行：平成26年5月30日